（系統設置交付金の額を算定する際の再生可能エネルギー電気の利用の促進に占める割合の算定方法）

第二十二条　法第二十九条第一項の経済産業省令で定める割合の算定方法は、広域系統整備計画（電気事業法第二十八条の四十七第一項で規定する広域系統整備計画をいう。）に基づき、法第二十八条第一項で規定する系統電気工作物（以下「系統電気工作物」という。）を設置し、及び維持することで再生可能エネルギー発電設備に係る出力の抑制を回避することにより、燃料及び二酸化炭素が削減されることに伴い生ずる便益（削減されると見込まれる燃料費及び削減されると見込まれる二酸化炭素の量を換算して得られる金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額を、系統電気工作物を設置し、及び維持することで燃料及び二酸化炭素が削減されることに伴い生ずる便益の合計額で除して得られる値を割合とする方法とする。

（系統設置交付金の交付に関し必要な事項）

第二十三条　法第三十条の二の規定に基づき定める系統設置交付金の交付に関し必要な事項は次のとおりとする。

一　推進機関は、前条で算定された交付額を次号の規定に基づく交付期間にわたり交付することとし、年度ごとに交付するものとする。

二　系統設置交付金の交付期間は、系統電気工作物の使用を開始した日の属する年度から起算して当該系統電気工作物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一又は別表第二に掲げる耐用年数をいう。）を経過した末日の属する年度までの間とする。

削除

第四章　納付金の納付等

（納付金の徴収期間）

第二十五条　［略］

（納付金の額及び納付金単価を算定するための資料の届出）

第二十七条　［略］

2　［略］

3　法第三十二条第四項の経済産業省令で定める事項は、前年度の一月から三月まで及び当該年度の四月から十二月までの間に市場取引等により供給した電気の量とする。

三　前号に掲げる額と別に、再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、電気事業者が、当該再生可能エネルギー発電設備を設置する場所をその供給区域とする一般送配電事業者の周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する場合、その平均の費用として経済産業大臣が定める額

四　当該電気事業者が小売電気事業者等である場合であって、当該電気事業者が法第三十四条第一項の規定による督促を受けた場合のうち、同項の規定により指定された期限までに納付すべき納付金の額を納付しない場合における当該納付金の額

（再生可能エネルギー電気を使用することによる場合の費用の算定方法）

第二十二条　法第二十九条第二号の経済産業省令で定める方法は、翌日市場における同一の時間帯の売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額（以下「回避可能費用単価」という。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、当該電気事業者が使用した量を乗ずる方法とする。ただし、離島における回避可能費用単価は、当該離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）とする。

（卸電力取引市場における売買取引による場合の収入の算定方法）

第二十三条　法第二十九条第三号の経済産業省令で定める方法は、回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、当該電気事業者が卸電力取引市場における売買取引により受渡しを行った量を乗ずる方法とする。

（再生可能エネルギー電気卸供給による場合の収入の算定方法）

第二十四条　法第二十九条第四号の経済産業省令で定める方法は、回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気のうち、再生可能エネルギー電気卸供給を行った量を乗ずる方法とする。ただし、離島における回避可能費用単価は、当該離島におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）とする。

［新設］

（法第三十一条第一項の経済産業省令で定める期間）

第二十五条　［略］

（納付金の額及び納付金単価を算定するための資料の届出）

第二十七条　［略］

2　［略］

［新設］